

議 長 お諮りします。休憩中に「議案第30号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」「議案第31号土地等の取得について」が町長より提出されましたので、この2議案について、追加日程第1、追加日程第2として日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 それでは、追加日程第1「議案第30号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。職員を派遣することができる団体を追加したいため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは説明申し上げます。2枚おめくりいただきまして、参考資料で御説明申し上げます。現行、公益的法人等への派遣に関する条例。現在、社会福祉法人松田町社会福祉協議会だけでございました。これが、法律の趣旨等に上位法に基づきますと一般社団法人、一般財団法人といったものがその対象になるということの中で、当町にも、生きがい事業団がシルバー人材センターというものに一般社団法人化されましたので、今後、この辺の組織の強化、適正な運営、ひいては町職員の資質の向上、キャリアアップにつながる、そういった機会にもなろうか、そういう機会をふやすというか選択肢をふやすというか、そういった趣旨も踏まえまして、その部分を追加させていただくものでございます。若干、条文の体裁も改めさせていただきまして、改正案のとおり、(1)に社会福祉法人松田町社会福祉協議会、(2)に一般社団法人松田町シルバー人材センターというふうな形の体裁に改めさせていただいてございます。

今後、同様な社団法人等が出て、また町とのそういった交流といいますか、町の財政的な部分だけでない、そういう人材的な補助、助成が必要な団体等が出てきた場合には、こういった派遣条例という中に加えていければというふう

に考えてございます。

説明は以上でございます。すいません、本文へお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するというので、4月の異動等の中でこの辺のことが考慮された部分もあるかもしれませんが、その辺のところ、お含みいただいた中で御審議いただければと思います。説明は以上でございます。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第30号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。